

3 3 4 複合地区第 6 3 回年次大会議事要録

日 時：2017年 6月11日(日)

場 所：長野県松本市・キッセイ文化ホール

■資格審査・議事運営委員会

複合地区会則第7条3項および大会議事規則第2項に基づいて審査を行った結果、本大会の代議員は全員有資格者であり、本大会の成立することを確認した。また、本大会の議事の運営は、複合地区会則第7条5項に従い、第4回ガバナー協議会において決定された「334複合地区第62回年次大会議事規則」によって行うことを確認した。

■決議委員会

議 案 1. 2015～2016年度(2015年7月1日～2016年6月30日)および2016～2017年度上半期(2016年7月1日～12月31日)の複合地区会計を議案集に記載された報告の通り承認されたい。
(ガバナー協議会議長提案)

【決 議】 報告の通り承認。

議 案 2. 2015～2016年度(2015年7月1日～2016年6月30日)および2016～2017年度上半期(2016年7月1日～12月31日)の全日本レベル会計を議案集に記載された報告の通り承認されたい。
(ガバナー協議会議長提案)

【決 議】 報告の通り承認。

議 案 3. 次年度複合地区スローガンを採択されたい。
「輝く未来へ進化するライオニズム・ウィサーブ」
(334-A地区 岡崎中央LC提案)

<趣 旨>

人道的奉仕活動を相互理解の精神のもと、進化したnewウィサーブの信念のもと、より輝いた未来へ一歩を踏み出すことによりライオンズクラブが奉仕団体として次の世紀に向けてさらなる発展へ繋がることを願って。

【決 議】 提案の通り決定。

議 案 4. 複合地区会則を議案集に記載された改正案の通り改正されたい。第12条3.の内訳金額を承認されたい。

(ガバナー協議会議長提案)

<説 明>

複合地区会則第9条、第10条、第12条3.

——『一般社団法人日本ライオンズ』の発足に伴い改正する。

複合地区会則第12条3

——会員1名あたり1か月につき、複合地区運営費として210円(実質複合地区運営費140円と一般社団法人日本ライオンズ賛助会費に充てられる70円)および複合地区大会費50円の合計260円をガバナー協議会へ納入する。

※従来のライオン誌日本語版特別負担金50円は一般社団法人日本ライオンズ賛助会費70円に含まれる。

複合地区会則12条3(a)

——上記会費は6か月分を前納する。

複合地区会則第12条3(b)

——複合地区運営費と地区運営費から一般社団法人日本ライオンズの賛助会費80円が充てられる。

複合地区会則第20条

——2016年7月1日発効の地区選挙手順により地区年次大会の開催地に関する記述を改める。

【決 議】 提案の通り改正することを決定。